

さっぽろ受動喫煙防止宣言ロゴマーク使用規程

令和3年6月24日
札幌市保健福祉局保健所健康企画課

1 使用目的

さっぽろ受動喫煙防止宣言ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）は、受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろを目指し、市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙防止のために行動する決意を表明した「さっぽろ受動喫煙防止宣言」（以下、「宣言」という。）の普及啓発を目的として活用するものである。

2 使用制限

ロゴマークは、受動喫煙防止の考えや宣言の内容に賛同した個人や団体において、無料で自由にそのデザインを使用することができる。ただし、3の使用禁止例に該当する場合は、ロゴマークを使用することはできない。

3 使用禁止例

(1) 以下のデザインの加工や変更、除去等

- ア 色（ただし、線のみデザインのにおいて単色カラーでの色変更はこの限りではない。）
- イ 形（表情、ポーズ等）
- ウ 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の文字（フォントデザイン含む）

(2) 以下の項目に該当する場合

- ア 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- イ 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される場合
- ウ 提供する製品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される場合
- エ 札幌市の信用やロゴマークのイメージを傷つけるような場合

4 使用にあたっての注意事項

- (1) ロゴマークに関する一切の権利は、札幌市に属する。
- (2) ロゴマークの使用により、札幌市が特定の事業所やサービス等を推奨している等の誤解を生じさせる表現をしてはならない。
- (3) ロゴマークの使用に起因する事故及び第三者に与える損害等について、使用者が全ての責任を負う。
- (4) 札幌市が、ロゴマークの使用について不適切と判断した場合は、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。